

参考資料

用語集

【あ 行】

	用 語	内 容
あ	ICT	「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略であり、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
	アクセス	交通の利便性、または交通手段の連絡。
	アプリ	アプリケーションの略。エンドユーザがコンピュータ上で特定の作業を行うために開発されたソフトウェアプログラムのこと。
い	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。
	インフラ	インフラストラクチャーの略語。道路、鉄道路線、バス路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話など、社会的基盤を形成するものの総称。
う	ウォーカブル	「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語。「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもつ。
え	AI オンデマンド	AI を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム。
	エコ	「エコロジー」の略。自然環境保護運動。人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和・共存を目指す考え方。
	エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
お	オーバーツーリズム	特定の観光地において、訪問客の著しい増加等が、市民生活や自然環境、景観等に対する負の影響を受忍できない程度にもたらしたり、旅行者にとっても満足度を大幅に低下させたりするような観光の状況。
	温室効果ガス	大気中に含まれる二酸化炭素（CO ₂ ）やメタンなどのガスの総称で、地表から放射された赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす気体のこと。

【か 行】

	用 語	内 容
か	幹線道路	都市において、骨格的な道路網を形成し、比較的高水準の規格を備えた道路。
き	キャッシュレス決済	お札や小銭などの現金を使用せずに電子マネーやクレジットカードなどでお金を払うこと。
	協働	一つの目的のために力を合わせる事。
く	グリーンスローモビリティ	電動の時速 20km 未満で公道を走る事が可能な4人乗り以上のパブリックモビリティ。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。
	クルーズ船	乗客に船旅（クルーズ）を提供するための旅客船。巡航客船ともいう。
け	景観	風景。景色。
	CASE	Connected（つながる車）、Autonomous / Automated（自動運転）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化）というモビリティの変革を表す 4 つの領域の頭文字をつなげた造語。
	交通結節点	バスや電車、タクシー、自動車、自転車など様々な交通手段の接続が行われる乗換拠点。
こ	公民連携	行政と民間企業、学術機関が協働で、それぞれの強みを活かした公共サービスの提供などを行う仕組み。自治体が民間事業者の知識や技術、資源を活用し、公共サービスを継続的に実施していくための手法。
	高齢者用電動カート	電動車いすの一種で、長距離や長時間歩くのが困難な方の外出を支援する乗り物。

【さ 行】

	用 語	内 容
さ	サステナブルツーリズム	訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した持続可能な観光。
し	シェアサイクル	一定のエリア内に複数配置された自転車の貸出・返却拠点（シェアサイクルポート）において自転車を自由に貸出・返却できる交通手段。
	主要幹線道路	地方生活圏及び主要な都市圏域の骨格を構成するとともに地方生活圏相互を連絡する道路。
せ	生活道路	幹線道路から分かれる道路。市内や地域内の移動など、身近な移動に対応した、地域住民の生活を支える道路。
そ	ゾーン	地帯。区域。範囲。

【た 行】

	用 語	内 容
ち	中心市街地	その都市において歴史的に「都心的機能」を果たしてきた地域で、都市の中心部に所在し、主要な駅など、交通拠点機能の立地や商業機能の集積が進んだ市街地。
て	デジタルサイネージ	屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。
	デマンド交通	利用者それぞれの希望時間帯、乗降場所などの要望（デマンド）に応える、新たな公共交通サービスで、タクシーの便利さをバス並みの料金で提供する交通。
と	ドア・ツー・ドア	自宅から目的地まで直接アクセスできること。
	都市機能	人々が暮らすうえで必要となる、都市が持つ機能。政治・行政機能、商業機能、交通・通信機能、教育・文化・観光・娯楽機能、医療・福祉機能などが含まれる。
	都市計画道路	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される。都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け、一定の建築制限が適用される。
	都市計画マスタープラン	1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。（略して「都市マス」または「市町村マス」）単にマスタープランと呼ばれることもある。
	都市構造	人やモノが集まる「拠点」、拠点相互を公共交通などでつなぐ「軸」、面的広がりを持った「ゾーン」などにより構成される都市の形のこと。近年では、多くの人が暮らしやすく持続的な発展の確保が可能となるような「集約型都市構造」が望まれている。

【な 行】

	用 語	内 容
に	ニーズ	必要。要求。需要。
	日本版ライドシェア	タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度。
ね	ネットワーク	個々のつながり。網。
の	乗合タクシー	同じ方面に行く人と乗り合いながら目的地（自宅や共通乗降場）へ移動する公共交通。

【は 行】

	用 語	内 容
は	ハード	築造・建設のこと。
	バリアフリー	高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面の障壁を除去する考え方。都市交通におけるバリアフリー化とは、道路の段差解消をはじめ、音声や点字などによる情報提供などによって、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるようにすること。
ひ	PPP/PFI	PPP（Public-Private-Partnership）は公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。PFI（Private-Finance-Initiative）はPPPの手法の一つであり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
ふ	ブルーツーリズム	海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行。
ほ	補助幹線道路	幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が、日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路をいう。

【ま 行】

	用 語	内 容
ま	MaaS（マース）	スマートフォンアプリまたはWebサービスにより、地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うことができるもので、新たな移動手段（AI オンデマンド、シェアサイクル等）や関連サービス（観光チケットの購入等）も組み合わせることが可能なサービス。
む	無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りからみえないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。
も	モビリティ	動きやすさ、移動性、流動性などを意味し、乗り物などの人の移動に関するもの。
	モビリティ・ハブ	鉄軌道やバス停留所の周辺、また移動が不便な住宅地などに、カーシェアリングやシェアサイクルなどの貸出拠点を集約した拠点。

も	モビリティ・マネジメント	日常生活における移動を「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと自発的な転換を促し、「ひとり一人の行動や意識の問題をはっきりと考えながら、交通施策を転換させていこう」とする一連の取組。
---	--------------	---

【や 行】

	用 語	内 容
ゆ	ユニバーサルツーリズム	高齢者や障がい等の有無にかかわらず、すべての人が安心して楽しめる旅行。
	ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

【ら 行】

	用 語	内 容
ら	ライドシェア	一般ドライバーが自家用車を使い、有料で顧客を運送するサービス。日本ではタクシー運転手に必要な第2種運転免許を持たないドライバーが有償で客を運ぶことは原則禁止とされている。
る	ルール	規則。規定。きまり。
れ	レンタサイクル	自転車を自ら保有して利用するスタイルではなく、ある拠点で、事業者が利用者に貸出し用の自転車を用意し、利用者は一定のレンタル料金を支払い、自転車を利用する仕組みのこと。

参考資料

策定体制

本計画の策定にあたっては、事務局となる都市計画課が都市交通戦略素案の作成を行い、重点的・優先的に取り組むべき施策について実施目標時期や実施主体等の具体化を行うため、街路・道路、公共交通を所管する庁内関連部局との調整を行うとともに、都市交通マスタープランに引き続き「宮古島市総合都市交通検討委員会規則（令和5年3月23日宮古島市規則第11号）」に基づき、学識経験者、交通関係事業者、市民又は公共交通の利用者の代表者、関係行政機関の職員などから構成される「宮古島市総合都市交通検討委員会」で協議しました。

■策定メンバー

区分	所属など	備考
学識有識者	琉球大学 工学部 准教授	委員長
関係行政機関	内閣府沖縄総合事務局運輸部 陸上交通課 課長	
	内閣府沖縄総合事務局 運輸部企画室 室長	
	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 課長	
	宮古土木事務所 所長	
	沖縄県宮古島警察署 交通課 課長	
関係団体	合資会社共和バス 代表社員	
	株式会社八千代バス 代表取締役	
	協栄バス合資会社 代表社員	
	中央交通株式会社 代表取締役	
	宮古タクシー事業協同組合 会長	
	下地島エアポートマネジメント株式会社 常務取締役	
	宮古島市社会福祉協議会 会長	
	一般社団法人 宮古島観光協会 専務理事	
	宮古商工会議所 会頭	
	宮古島市老人クラブ連合会 会長	
宮古島市	宮古地区 PTA 連合会 会長	
	宮古島市 建設部長	副委員長
	宮古島市 企画政策部長	
	宮古島市 観光商工スポーツ部長	
	宮古島市 福祉部長	
	宮古島市 教育部長	

宮古島市都市交通戦略

交通とまちづくりが連携した施策の具体化した計画

令和6年10月

編集・発行 宮古島市建設部都市計画課
〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
TEL 0980-73-4585／FAX 0980-73-1081
E-mail kt.kikaku@city.miyakojima.lg.jp
<https://www.city.miyakojima.lg.jp>

宮古島市都市交通戦略は、宮古島市ホームページでご覧いただけます。



宮古島市都市交通戦略